平成２１年（フ）第７６５３号
大阪府東大阪市足代新町24番20―207号
債務者　柴　　美紀
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９６５号
大阪府八尾市東山本新町２丁目３番３号　東山本ハイツ216号
債務者　源　喜美子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００１号
大阪府門真市島頭４丁目24番25号
債務者　山根タクシーこと　山根　　汪
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０６３号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―302号　グランドピア玉出
債務者　山下板金工作所こと　山下　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１１４号
大阪府吹田市長野東16番27号
債務者　山崎　雄一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８９号
大阪府東大阪市客坊町１番21号　ヒルサイドテラス110号
債務者　桐林　寿朝
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３１号
大阪府寝屋川市池田旭町14番６号
債務者　外池　友美（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３８号
大阪府東大阪市荒本北２丁目６番10―506号
債務者　石川　貴幸
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２５０号
大阪府守口市大日町１丁目３番29号
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２８７号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目16番21号　ハッコーハイツ401号
債務者　宮原　伸介
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３３６号
奈良県御所市大字東松本410番地の17、事業所の所在地大阪市北区大淀南２丁目６番４号　福井ビル６階
債務者　平川設計こと　平川　義明
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２２号
大阪市都島区大東町２丁目11番20号
債務者　淺見千代子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４４７号
大阪府四條畷市南野５丁目３番20号　サン・メゾン塚脇103
債務者　熊井　慶太
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０５号
大阪府守口市東町２丁目13番17号
債務者　津野　智哉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７６号
大阪市淀川区三津屋南２丁目20番22号　魚真マンション52号
債務者　宮本　静子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７７号
大阪市淀川区三津屋南２丁目７番12号　メゾンエーケー202号
債務者　倉野　美樹（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０３４号
大阪市西区九条１丁目14番11号　ハーモニー新館313
債務者　阿部　重雄
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７１号
大阪府四條畷市江瀬美町２番11号
債務者　佐々木　太
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部